

《 就学援助費支給限度額 》

就学援助費において、支給する限度額は下記のとおりです。

(単位：円／年)

| 区分          | 対象品目  | 支給限度額                                  |        |        |        | 対象児童生徒                                |
|-------------|---|--|--------|--------|--------|---------------------------------------|
|             |   | 小学校                                    |        | 中学校    |        |                                       |
|             |   | 第1学年                                   | 第2～6学年 | 第1学年   | 第2・3学年 |                                       |
| 学用品費        | 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品          | 11,630                                 | 11,630 | 22,730 | 22,730 | 準要保護児童生徒                              |
| 通学用品費       | 児童生徒が通常必要とする通学用品費                             | —                                      | 2,270  | —      | 2,270  | 準要保護児童生徒                              |
| 校外活動費       | 遠足、工場見学、臨海・林間学校等に参加するための交通費及び見学科              | 1,600                                  | 1,600  | 2,310  | 2,310  | 準要保護児童生徒                              |
| 新入学児童生徒学用品費 | 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品費                     | 54,060                                 | —      | 60,000 | —      | 準要保護児童生徒                              |
| 入学準備金       | 新入学予定者が通常必要とする学用品及び通学用品                       | 54,060                                 | 60,000 |        |        | 準要保護児童<br>( <u>町立小学校入学予定者・6学年対象</u> ) |
| 修学旅行費       | 交通費・宿泊費・見学科並びに均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品及び旅行障害保険料 | —                                      | 6,000  | —      | 65,000 | 要保護児童生徒<br>準要保護児童生徒                   |
| 体育実技用品費     | 柔道  |  |        | 7,650  | 7,650  | 準要保護生徒                                |
|             | 剣道  |  |        | 52,900 | 52,900 |                                       |
| 校外活動費       | 遠足、工場見学、臨海・林間学校等に参加するための交通費及び見学科              | —                                      | 3,690  | 8,000  | 20,000 | 準要保護児童生徒                              |
| 学校給食費       | 保護者が負担する給食費のパン、ミルク、おかず等に要する経費                 | 44,000                                 | 44,000 | 47,300 | 47,300 | 準要保護児童生徒                              |
| 医療費         | 学校保健安全法第24条により政令で定めるもの                        | 費用に要したすべての額相当                          |        |        |        | 要保護児童生徒                               |
|             |   | 費用に要したすべての額のうち、医療保険負担分の7割を除いた自己負担3割分相当 |        |        |        | 準要保護児童生徒                              |

※ 全て実績があった場合、支給いたします。

※ 年度途中の認定は、月割計算になります。

《 認定基準額 》

(参考例)

| 世帯人数 | 家族構成                                       | 認定基準額 |
|------|--|-------|
| 2人   | 母(36歳)子(小学生)                               | 約225万 |
|      | 父(42歳)子(中学生)                               | 約237万 |
| 3人   | 母(39歳)子(中学生)子(小学生)                         | 約322万 |
|      | 父(37歳)母(35歳)子(小学生)                         | 約261万 |
| 4人   | 父(35歳)母(33歳)子(小学生)子(4歳)                    | 約323万 |
|      | 母(43歳)子(高校生)子(中学生)子(小学生)                   | 約390万 |
| 5人   | 父(38歳)母(36歳)子(小学生)子(小学生)祖母(63歳)            | 約393万 |
|      | 父(40歳)母(38歳)子(中学生)子(中学生)子(小学生)             | 約438万 |
| 6人   | 母(42歳)子(小学生)子(小学生)子(小学生)<br>祖父(73歳)祖母(71歳) | 約502万 |

※上記基準額は持家の場合ですので、賃貸住宅の場合は、年間の家賃の額を加算してください。

※認定基準額は、あくまでも目安です。世帯構成の人数、年齢によって異なりますので、この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合がありますのでご了承ください。詳しくは学校教育課までお問い合わせください。